

相良村農業集落排水事業經營戰略

平成29年3月

熊本県相良村 建設課

相良村農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 熊本県相良村

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	中四浦処理区:平成8年度(20年) 下四浦処理区:平成14年度(14年) 川処理区:平成20年度(8年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	1,118人/km ²	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	3地区(中四浦処理区、下四浦処理区、川地区処理区)		
処理場数	3箇所(中四浦処理区農業集落排水処理施設、下四浦処理区農業集落排水処理施設、川処理区農業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成19年度末までに、村内約9割における、地域の農村生活環境及び農業生産環境の改善のため、農業集落排水事業による施設整備が完了しています。農業集落排水整備区域外については、浄化槽整備事業による整備を推進し、単独処理浄化槽を設置している家庭については、合併処理浄化槽への転換を進めていく方針です。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料:一世帯当り 1,500円 人員割:世帯員1人当り 500円 (適用範囲:一般世帯・個人経営の店舗等)		
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本料:一事業・事務所等当り 3,000円 人員割:換算処理人員1人当り 400円 ※換算処理人員とは、排水処理対象人員算定基準(JIS A 3302-1988)算定式により得た人員を指します。 (適用範囲:事業所・事務所・医院・学校及び保育所等)		
その他の使用料体系の 概要・考え方	基本料:一律4,000円 人員割:0円 (適用範囲:集会施設・消防詰所等)		
条例上の使用料*2 (20m ² あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,000円	実質的な使用料*3 (20m ² あたり) ※過去3年度分を記載
	平成26年度	3,000円	平成25年度
	平成27年度	3,000円	平成26年度
			平成27年度
			3,054円
			3,099円
			2,991円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m²あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m²を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	管理係は平成28年度現在4人体制であり、業務は道路管理、簡易水道事業、農業集落排水事業(浄化槽事業含む)を兼務しています。職員給与の予算措置については、一般会計に2人、簡易水道事業特別会計に1人、農業集落排水事業特別会計に1人を置いている状況です。
事業運営組織	平成28年度に、建設課管理係と上下水道係を管理係に統合しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	保守点検清掃業務、自家用電気工作物保管管理業務、情報配信サービス業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP・PFI	該当無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 ※別紙のとおり

平成28年度に策定・公表した平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しています。 経営比較分析表を活用することにより、本村の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

2. 経営の基本方針

(1) 安心で快適な環境づくりの実現

～衛生的で快適な生活環境の創出と相良村が誇る清流「川辺川」の水環境の保全～
○水環境の保全に向け、農業集落排水施設への接続を促進するため、引き続き接続への助成を行います。
○農業集落排水施設未接続者の解消に向け、広報等の周知により加入促進を行っていきます。

(2) 安心で安全な暮らしの実現

～施設機能の適正な維持・管理・業務継続計画～

○農業集落排水施設への接続数は事業開始以降年々増加傾向ですが、今後維持管理面において、老朽化していく施設の長寿命化等を検討・実施して行かなければならない時期を迎えています。

施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理し、点検・調査計画及び修繕計画等を策定し適正な維持を行います。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本村は、平成19年度末までに村内約9割における地域の整備が完了していることから、今後は農業集落排水区域内の整備済み施設及び設備の修繕が主となります。今後機能診断調査 *6、最適整備構想 *7策定等を行い、計画的な施設の維持管理等を進めていく予定です。

*6 「機能診断調査」とは、施設の老朽化等の状況を把握する調査を指す。

*7 「最適整備構想」とは、機能診断調査の結果から、対策工法と対策時期を検討し、村内の施設全体について、今後の施設の補修・改築等を、計画的かつ効率的に実施するための構想を指す。

② 収支計画のうち財源についての説明

当事業における主な収益的収入は、料金収入(約15%)、そして一般会計からの繰入金(約84%)となっています。そのうち料金収入については、整備区域内の未接続世帯の加入促進が一定数見込まれるため、今後10年間は増加傾向にあるものとしています。また、一般会計繰入金については、基準外繰入をしなければ運営できない状況にあります。起償償還額については、今後減少していく見込みですが、経費削減及び計画的な修繕等を進めていき、一般会計に依存する現在の運営状況から、少しでも改善を目指していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

若手職員(勤続年数6～8年程度)が担当することで、現在より職員給与費等を低く抑えることが出来るため、平成31年度より減少を見込んでいます。(以後、3年ごとに異動が発生するサイクルで試算)

○薬品費及び材料費に関する事項

過去5カ年において決算額に増減がなかったため、平成27年度決算ベースから増減なしで一括算定しています。

○委託費に関する事項

農業集落排水施設への接続者は増加傾向にあるため、処理水量の増加を見込み、委託費も増加傾向としています。また、機能診断調査、最適整備構想策定の委託費も本計画に含まれます。

○修繕費に関する事項

供用開始から20年を経過している処理施設もあり、修繕費は増加傾向にあります。過去の推移より、約3年に1度は大規模な修繕が発生しており、本計画においてもその傾向を踏まえたものとしています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、検討はしていませんが、農業集落排水整備区域外においては、費用対効果の点から新たな区域拡張は行わず、合併処理浄化槽の設置促進により水洗化を進めていきます。
投資の平準化に関する事項	施設の大規模修繕や更新工事においては、年次的に計画して投資額の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在、民間活力の活用に関する事項は検討していません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	消費税の増税に伴い、農業集落排水使用料を改定するかは今後の検討課題です。
資産活用による収入増加の取組について	活用可能な資産を有していないため、将来においても資産活用による収入増加は見込んでいません。
その他の取組	建設改良費に当たっては、国の補助事業の活用や交付税措置の有利な起債の借入等、適切な財源確保について検討しています。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点では検討していませんが、今後の検討課題です。
職員給与費に関する事項	本村の制度によります。
動力費に関する事項	設備機器の適正な運用を図り、経費縮減に努めていきます。
修繕費に関する事項	供用開始から20年を経過している処理施設もあるため、今後、更に修繕費の増加が懸念されます。早期に整備計画を立て、計画的に修繕を行っていく必要があります。
委託費に関する事項	現在、施設の保守点検清掃業務等は単年度契約ですが、複数年の業務委託契約とすることにより、費用が抑制出来るかを今後検討し、経費の削減、効率化に努めます。
その他の取組	補助金等を適切に活用し、さらに加入促進を進めていくとともに、収納率の向上(維持)など、財源確保につながる経費について、費用対効果を検証しつつ、取り組んでいきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3~5年ごとに見直し(ローリング)等を行い、PDCAサイクル(Plan:計画、Do:実施・実行、Check:点検・評価、Act:処置・改善)を働かせていきます。
---------------------	---